

令和3年度 訪問看護師養成研修会実施要項

令和3年4月1日

1. 目的

少子高齢化の進展に伴い、「病院完結型」の医療から住み慣れた地域全体で支える「地域完結型」の医療へと移行する中、地域において療養者や家族が安心した療養生活を送ることができるための訪問看護が必要とされている。

そこで、社会的要請と在宅療養におけるニーズに対応する訪問看護を推進するために、訪問看護に従事している看護職、これから訪問看護を始めようとする、或いは、興味、関心のある看護職を対象に、必要な知識と技術を習得し、質の高い看護が実践できることを目的とする。

2. 主催

山梨県・公益社団法人山梨県看護協会 山梨県訪問看護支援センター

3. 会場

- | | |
|-----------------|--|
| 1) 訪問看護 e ラーニング | 自宅・職場 他 |
| 2) 集合研修 | 公益社団法人山梨県看護協会 看護教育研修センター 他 |
| 3) 施設実習 | 訪問看護ステーション・地域包括支援センター
精神科病院・重症心身障害児(者)施設 ※すべて山梨県内 |

4. 開催期間

令和3年6月3日(木)～12月予定(eラーニング、集合研修、施設実習を含める)

※ コロナウイルス感染症の影響による講義・演習及び施設実習の日程変更の可能性がある。

※ 講義・演習および施設実習の日程変更により、終了時期が変更となる可能性がある。

5. 研修会構成 (※ 別紙) 令和3年度訪問看護師養成研修会概要 参照

1) [公益財団法人日本訪問看護財団「訪問看護 e ラーニング」](#)

期間：令和3年6月3日～11月3日の(5か月間)期間に修了

目的：社会のニーズに応じて、在宅での療養生活を可能にするために質の高い看護サービスを提供できる訪問看護師を育成する。

- ・ 開講式前日(6月2日)までに受講用 ID・パスワードが株式会社ネットラーニングより送信されるので確認する。
- ・ 全項目の再生に要する時間は、約20時間で、参考映像の視聴やテストを含めると30～35時間の学習時間となる。
- ・ 関連のある項目は、事前に学習し、確認テストを受け合格する。
- ・ eラーニング開催期間内に、公益財団法人日本訪問看護財団発行の修了証書を受け取る。

2) 集合研修

期間：6月～12月(予定) 開講式、閉講式、講義、演習、成果報告会の計6日間

目的：集合研修は、eラーニングでは修得できない内容を講義で補い、グループワーク等、集団において他の受講者と意見交換をすることで自らの考えを深める。

3) 施設実習

期間：9月～11月(予定)のうち、精神科病院1日、重症心身障害児(者)施設1日、訪問看護ステーション2日間、地域包括支援センター1日 計5日間

目的：実践の現場を体験し、eラーニング、集合研修で学習したことと統合し、訪問看護の実践に繋げる。

・実習期間中は、看護職賠償責任保険に加入する(申し込み、費用負担は山梨県訪問看護支援センター)。

6. 募集人員 25名

7. 受講資格

1) 以下の3つの要件のいずれかに該当する看護職(保健師・助産師・看護師・准看護師)

- (1) 訪問看護に従事している
- (2) 訪問看護を始めようとしている
- (3) 訪問看護に興味、関心がある

2) パソコン等の推奨環境が整っており(別添：eラーニング推奨環境参照)、パソコン等の基本操作ができる者

3) 本人のパソコン等のメールアドレスがある。

8. 応募締め切り

令和3年5月6日(木) 必着

9. 申込方法

山梨県看護協会ホームページよりダウンロードした申込書、または同封の申込書を使用し、必要事項を記入して、メールか郵送で申し込む(FAX不可)。

申込先 住所：〒400-0807 甲府市東光寺2-25-1

公益社団法人山梨県看護協会 山梨県訪問看護支援センター宛

メールアドレス：h-support-ca@yna.or.jp

10. 受講者選考

以下の選考基準に基づき、書類審査を行い、受講者を決定する。なお、定員超過の場合は、原則先着順とする。

《選考基準》

- ・受講資格を満たしている
- ・提出書類に不備がない

11. 受講決定通知

受講決定者には、令和3年5月中旬頃に、受講決定通知、メールアドレスの確認、体験版の視聴確認、システム利用規約と注意事項への同意確認書を郵送する。

12. 山梨県看護協会主催の訪問看護師養成研修会の修了証書発行要件

1) 修了要件

- (1) 公益財団法人日本訪問看護財団主催の訪問看護eラーニングを修了している。
- (2) 施設実習に全日程出席している。
- (3) 集合研修に全日程出席している。

2) 上記のいずれかの要件が満たせなかった場合は、下記要件に従い再履修が可能である。ただし、再履修は、履修年の翌年1年間に限る。全ての内容を修了した時点で山梨県看護協会発行の修了証書を交付する。

- (1) eラーニングが未修了の場合は、再履修手続きを自己で行い、期間内に修了する。
なお、受講料(16,000円)は自己負担とする。
- (2) 施設実習欠席の場合は、補習を受けるか、もしくは翌年度実習する。
- (3) 集合研修欠席の場合は、欠席した科目を次年度受講する。

13. 受講経費

1) 受講料 個人負担なし

訪問看護eラーニングの受講手続き及び受講料の納入は、山梨県看護協会が行う。

2) 研修に伴う諸雑費や実習に必要な交通費、駐車料金、食費は受講者が負担する。

14. 問い合わせ先

〒400-0807 甲府市東光寺2-25-1

公益社団法人山梨県看護協会 山梨県訪問看護支援センター 担当 功刀・小池

TEL : 055-225-3035 / FAX : 055-222-5988 E-Mail : h-support-ca@yna.or.jp